

# 明治大正期の道路台帳図のなりたち

## —長野県土木測量設計図の調査研究—

山浦 直人<sup>1</sup>・小西 純一<sup>2</sup>

<sup>1</sup>正会員 株式会社千代田コンサルタント（〒388-8011 長野県長野市篠ノ井布施五明 341-7）

E-mail: yama3417@mx2.avis.ne.jp

<sup>2</sup>正会員 信州大学名誉教授（〒380-0954 長野県長野市安茂里 8515-6）

E-mail: junkonis@mx1.avis.ne.jp

土木測量設計図面の多くは、工事などの役割を終えると、廃棄又は保存が十分でないままに放置され、保管されているものが少ない現状がみられる。しかし、高齢化がすすむ構造物の維持管理を将来にわたり行うには、欠くことの出来ない情報であることから、図面資料の保存の重要性が改めて認識されている。さて、明治大正期の図面資料は 100 年の経過を経ていることから、近代土木技術の変遷過程を知ることができる貴重な資料である。

本研究が対象とした長野県の土木測量設計図は、明治大正期の道路、橋梁、河川などの改修事業、工事内容を伝える図面資料であり、資料数、内容からも貴重な資料群のため、土木学会図書館委員会により、記録、調査が行われている。本稿では、その調査の過程で明らかになった「道路台帳(図)」の概要などについて報告するものである。

**Key Words:** 明治、大正、土木測量設計図、道路台帳図、旧道路法

### 1. はじめに

明治・大正期に長野県がおこなった道路、河川などの建設や補修に関する記録は、全てではないが、編冊された行政文書と行政文書と本来対をなしたとみられる土木工事の測量図、設計図として残されている。これらの膨大な図面資料は、もともと県庁の書類として保管され、現在の県庁書庫に移され、後に市内にある県立図書館の倉庫に一旦が移管されたが、「県公文書館」の役割を有する長野県立歴史館の設立にあわせ、移管され、所蔵、公開がされている。

これらの図面資料については筆者等が既に調査研究に取り組み、その結果を発表しているが、膨大な数であること、図面の分野も橋梁、鉄道、発電所などにも及ぶ広範囲な資料であるため、その作業はまだ一部にとどまっている。

土木学会図書館委員会では、歴史的な図面資料の公開と研究促進をめざし、図面資料のデジタル化に取り組んでいるが、長野県立歴史館所蔵の明治大正期の図面資料も調査研究の一環として、歴史館と共同でデジタル化に取り組んでいる。

これらの膨大な土木関係の図面資料群のうち、その図面数で最大な分野が道路である。

既往研究では道路に関する図面が作成された背景を次

の様に明らかにしてきている。

- ・長野県は明治 16 年から県内の主要街道を馬車交通を可能とする道路改修を実施した。「七道開鑿事業」とよばれる事業でその規模は当時の金額で 80 万円に及ぶ大規模であった。またこれに続き、県内各地、県外をむず主要路線の改修を継続している。
- ・道路改修工事に先立ち、平面測量、縦横断面測量などが行われ、測量図が作成されたのは、道路改修が、所定の縦横断勾配、路面構造などに基づいて計画設計を行うためであった。

本研究ではこれらの道路図面資料に存在を確認した「道路台帳(図)」について その作成経緯、背景となる道路台帳の歴史を整理する事である。

明治以降の近代道路史において、道路台帳の成り立ちについてふれた先行研究はみられず、また「日本道路史」においても記述はほとんど見られない。つまり、道路台帳の成り立ちについてはまだ明らかにされていないと思われる。道路台帳図は、道路の法的管理、技術的な修繕、占用物などの掌握などに欠かせない資料であるが、また近代道路技術、測量技術の発展とも密接な関連をもっている。

| 表2 長野県測量図中有の主な道路台帳図 |      |          |                                           |       |        |          |                           |
|---------------------|------|----------|-------------------------------------------|-------|--------|----------|---------------------------|
| 資料番号                |      | 製作年月     | 図 面 名                                     | 路線    | 縮 尺    | 法 量(cm)  | 記 載 内 容                   |
| 長測図                 | 1154 | 明治36年    | 県道甲州街道平面図 自北佐久郡小諸町、国、五号線分岐至南佐久郡北牧村        | 甲州街道  | 1/3000 | 78×1080  | 道路台帳実測製図 工手 佐藤信俊          |
| 長測図                 | 1849 | 明治36年    | 国道五号線平面図 自北佐久郡小諸町至小県郡界大井村                 | 国道5号線 | 1/3000 | 77×273   | 道路台帳 実測製図者 工手 佐藤信俊        |
| 長測図                 | 1735 | 明治36年    | 国道五号線平面図 自犀川丹波島橋至前橋街道起点 附県道妻科街道           | 国道5号線 | 1/3000 | 77×308   | 国道五号線2/5-3/33             |
| 長測図                 | 2618 | 明治37年10月 | 仮定県道谷街道平面図 自上高井郡綿内村至同郡都住村                 | 谷街道   | 1/3000 | 75×578   | 道路台帳 第式号                  |
| 長測図                 | 2677 | 明治37年    | 仮定県道谷街道平面図 自更級郡稲荷山町至上高井郡綿内村               | 谷街道   | 1/3000 | 75×170   | 測量着手8月結了10月道路台帳           |
| 長測図                 | 1499 | 不明       | 仮定県道前橋街道平面図 自上水内郡若槻村大字徳間至下高井郡高丘村大字草間      | 前橋街道  | 1/3000 | 71×416   | 道路台帳第一号                   |
| 長測図                 | 1035 | 明治41年 9月 | 県道糸魚川街道実測平面図 自北安曇郡大町大字糸芝至同郡平村大字海ノ口        | 糸魚川街道 | 1/3000 | 76.5×374 | 道路台帳 測量製図者,工手 望月,八木,赤塚,吉村 |
| 長測図                 | 1837 | 明治42年10月 | 国道七号線北佐久郡平面図 自中佐都村大字塚原至布施村字百澤(自三里0丁至五里二丁) | 国道7号線 | 1/3000 | 77×375   | 道路台帳 第二号                  |
| 長測図                 | 1739 | 明治42年    | 国道五号線平面図 自上水内郡古間村大字古間至同郡濃尻村新潟県界           | 国道5号線 | 1/3000 | 76×366   | 42年度道路台帳                  |
| 長測図                 | 1742 | 明治41年    | 国道五号線平面図 自上水内郡若槻村大字徳間至同郡中郷村大字平出           | 国道5号線 | 1/3000 | 78×336   | 道路台帳41年度測量破損              |
| 長測図                 | 1743 | 明治40年    | 国道五号線平面図 自上水内郡中郷村大字平出至同郡古間村大字古間           | 国道5号線 | 1/3000 | 77×396   | 道路台帳40年度測量                |
| 長測図                 | 1115 | 明治43年    | 仮定県道大町街道平面図 自更級郡共和村大字小松原至上水内郡栄村大字五十里      | 大町街道  | 1/3000 | 75.5×356 | 43年度道路台帳                  |
| 長測図                 | 1152 | 明治42年    | 仮定県道大町街道平面図 自長野市石堂町 国、五、分岐点至更級郡共和村大字小松原、  | 大町街道  | 1/3000 | 79.5×516 | 明治42年度道路台帳                |
| 長測図                 | 1422 | 大正 1年11月 | 県道西街道測点配地図 自更級郡塩崎村字篠ノ井起点至同郡稲荷山町壹里零間、間     | 西街道   |        | 45×426   | 大正元年道路台帳                  |
| 長測図                 | 2598 | 大正 2年    | 県道谷街道測点配置                                 | 谷街道   |        | 46×216   | 道路台帳調査工手市川 百々一            |
| 長測図                 | 1344 | 大正 2年 3月 | 仮定県道篠ノ井街道 平面図                             | 篠ノ井街道 | 1/3000 | 71.5×196 | 大正元年度道路台帳                 |
| 長測図                 | 1850 | 大正 2年    | 遠州街道平面図 自富草村字栗野至下條村字牛窪                    | 遠州街道  |        | 75.5×172 | 大正2年度道路台帳                 |

## 2 長野県立歴史館所蔵の土木測量設計図に確認された道路台帳図

調査研究の対象としている土木測量設計図とは、長野県立歴史館が「長野県測量図（長測図）」として分類、仮目録に整理されている図面資料である。

これらの図面の保存数は、表1の事業分野に分類され、道路改修事業などの道路分野の図面が最も多数を占める。

この道路分野の図面の一部に、研究対象とする道路台帳図が存在することがわかった。道路台帳と図面に明記、或いは推定される図面は、次のとおりである。

- ・図面作成時期は 明治 36 年から確認でき、大正初期までにわたる。
- ・その数は凡そ 50 点の台帳平面図がある。  
代表的な図面リストを表2にまとめた。
- ・道路種別は国道、仮定県道（道路法制定以前の県道路線は仮定県道と呼ばれている。）の両者にまたがっている。なお、戦前の国道管理は県が行っていることから、同一的な扱いとなる。

次に道路台帳図の作成上の特徴をみる。

- 1 縮尺は 1/3000 がほとんどであり、改修事業に使われている平面図と共通性がある。

| 表.1 長野県測量図の分類 |      |       |         |     |      |      |
|---------------|------|-------|---------|-----|------|------|
| 文献資料          | 分類   | M30以前 | M31～M45 | 大正期 | 不明   | 計    |
| 長野県測量図        | 河川   | 135   | 136     | 83  | 352  | 706  |
|               | 道路   | 254   | 170     | 80  | 964  | 1468 |
|               | 橋梁   | 22    | 15      | 14  | 213  | 264  |
|               | 鉄道   | 2     | 4       |     | 27   | 33   |
|               | 発電所  |       |         | 5   | 26   | 31   |
|               | 水路   | 9     |         | 45  |      | 54   |
|               | 山林   | 2     | 1       | 1   | 16   | 20   |
|               | 村図   | 1     | 1       | 8   | 245  | 255  |
|               | 境界   | 52    | 2       | 2   | 12   | 68   |
|               | 地図   | 8     | 1       | 2   | 19   | 30   |
|               | 建物敷地 | 22    | 15      | 14  | 213  | 264  |
|               | その他  | 2     | 2       | 4   | 85   | 93   |
|               | 計    | 509   | 347     | 258 | 2172 | 3286 |

- 2 1/3000 台帳図と関連づけてられている 1/600 の大縮尺の平面図が切図として連続してまとめられている。（表1には含まれていない。）
- 3 図面は「ケント紙」などにトレースされている。

作成時期においては、道路法体系は整備されていないこと、内務省からの通達等も確認できない。したがって県にこれらの台帳図作成の仕様を定めた規則、通達などが存在するとみられるが 現時点では確認できていない。

しかし、道路台帳図の作成には共通性が認められることから、県において何らかの定めがあったとみられる。

また、多くの平面図作成仕様は、道路改修用の図面仕様と差異が無いため、道路台帳図として測量、作成され



写真. 1 仮定県道前橋街道道路台帳図（一部分） 縮尺 1/3000 （表 2 の長測図 1499）（撮影著者以下同様）  
（図面の場所は現長野市若槻から豊野方面 線路は信越線） （長野県立歴史館所蔵 長野県測量図）



左写真

写真. 2 仮定県道前橋街道道路  
台帳図の拡大

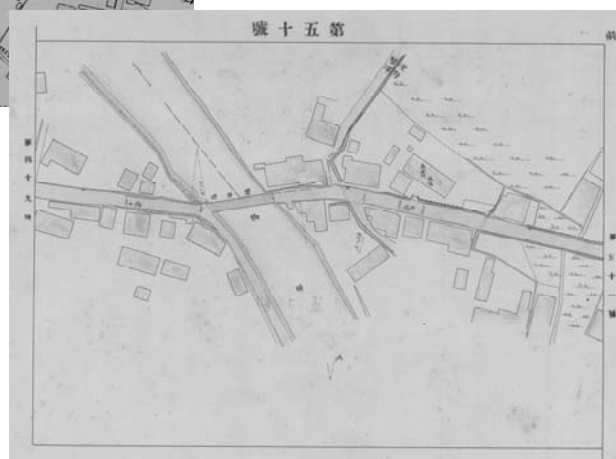
（※ 囲みは写真. 3 などの拡大平面  
図の標定図になっていることと  
解される。）

右写真

写真. 3 仮定県道前橋街道道路台帳図  
縮尺 1/600

（場所は異なるが、上記標定した番号の  
箇所の大縮尺の平面図）

（長野県立歴史館所蔵 長野県測量図）



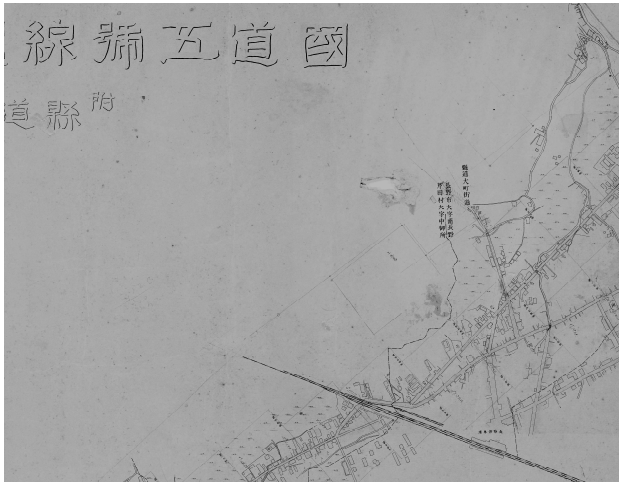


写真.4 国道5号線道路台帳図（長野駅付近）

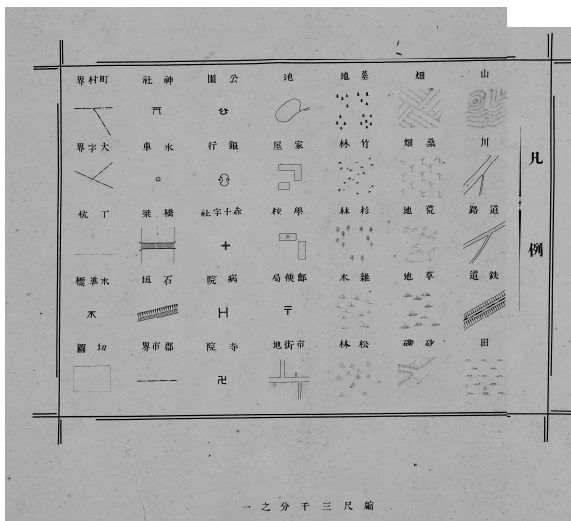


写真.5 国道5号線道路台帳図作成凡例  
（※通常の測量図と同じ凡例とみられる）

たというより、道路改修用の図面を台帳図に転換したものが多いと思われる。

### 3. 大正9年施行道路法にみる道路台帳

長野県が道路台帳図を作成した後、大正9年4月1日道路法（大正8年制定 法律第58号 以下旧道路法とよぶ）が、大正11年法律第3号で施行される。我が国で初めての道路の法的体系が整備されることとなる。

旧道路法では、道路の種別、管理などは次のように定められている。

（以下法律文の引用では、数値を算用数値に置きかえている）

第8条 道路を分ちて、左の四種とす。

- 1 国道 2 府県道 3 市道 4 町村道

第10条 国道の路線は、左の路線に就き、主務大臣、之を認定す。

- 1 東京市より神宮、府県庁所在地、師団司令部所在地、鎮守府所在地又は枢要の開港に達する路線

- 2 主として軍事の目的を有する路線

第11条 府県道の路線は、左の路線にして府県内のものに就き、府県知事、之を認定す

第17条 国道は府県知事、其の他の道路は其の路線の認定者を以て管理者とす。但し、勅令を以て指定する市に於ては、其の市内の国道及府県道は、市長を以て管理者とす。

この法律において、道路台帳の調整については、次の定めがされる。

第30条 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

- 2 臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム（以下「臺帳」は台帳と記す。）

そして大正8年12月6日内務省令第23号においてその詳細が通達されている。その内容は、道路法第30条ノ規定ニ依リ道路臺帳ニ關スル件左ノ通定ム

第1条 道路台帳ハ調書及図面ヲ以テ之ヲ組成ス

第2条 道路台帳ハ道路ノ種類毎ニ之ヲ調製スヘシ

第3条 調書ニハ路線毎ニ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 1 路線名
- 2 路線認定ノ年月日
- 3 路線ノ目的タル起點、終點
- 4 路線ノ主要ナル經過地
- 5 路線ノ延長
  - イ 道路ノ延長

- 1 他ノ工作物ト效用ヲ兼スル場合ニ於テハ其ノ区間、延長及工作物ノ種類

- 2 隧道ノ数及延長

- ロ 橋梁ノ数及延長

- ハ 渡船場ノ数及延長

- ニ 他ノ道路ニ屬スル路線ノ区間及延長

- 6 道路公用開始ノ年月日

- 7 道路ノ一般幅員、道路ノ最狭幅員及其ノ地点

- 8 道路ノ最急勾配及其ノ地点

- 9 道路曲線ノ最小半径及其ノ地点

- 10 貸取橋ノ名称位置及橋錢徴収期限

- 11 貸取渡船場ノ名称位置及渡船徴収期限

- 12 民有ニ屬スル道路敷地ノ地番面積

第4条 図面ハ平面図、縦斷面図及横斷面図トス

平面図ハ縮尺千二百分ノ一以上トシ附近ノ地形、磁北及梯尺ヲ表示シ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 1 道路区域ノ境界線

- 2 一町毎ノ距離ヲ示シタル道路中心線

- 3 道路幅員ノ著シク変化スル箇所ニ於ケル幅員

- 4 行政区画名大字名字名及其ノ境界線
- 5 隧道溝渠橋梁及渡船場ノ名称
- 6 道路元標其ノ他主要ナル道路付属物
- 7 道路ト効用ヲ兼ヌル他ノ工作物

縦断面図及横断面図ハ必要ナル場合ニ限り之ヲ調製スヘシ

前項縦断面図ノ水準基線ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ他陸地測量部水準標ニ準拠スヘシ

第5條 市道区道及町村道ニ於テハ監督官庁ノ認可ヲ得テ調書及図面ノ記載事項ノ一部ヲ省略シ又ハ字図ヲ以テ平面図ニ代フルコトヲ得

第6條 調書及図面ノ記載事項ニ変更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ訂正スヘシ

附則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戦前の道路法制度について論文をまとめている田中好は、旧道路法の内容にふれて、道路台帳の調整について次の様にまとめている。

- ・道路管理者の道路管理権の完全を記するため
- ・利害関係者は道路台帳の閲覧を請求することができ、河川台帳の如く、その台帳に記した事項に関し、反対の立証を許さない絶対的な根拠となるものではない。
- ・図面の調整については、必ず調整せず字図で代用することも認めている。縦横断面図も必ずしも調整をもとめていない。

内務省令などに道路台帳の調整を具体的に示した規則などは見当たらないが、旧道路法をうけた府県の具体的な調整手法については、東京市の資料が参考となる。

東京市は旧道路法制定後の大正10年度から15年度の5年間で30万円の予算で道路台帳調整費の予算を確保して実施したとされる。その台帳図の調整方法は次のとおりとされている。

- ・平面図は縮尺600分の1とした。
- ・用紙は保管、閲覧に便利となる縦2尺5寸(75cm)横3尺5寸(105cm)とし、これに横書する図形は縦2尺2寸(66cm)横3尺2寸(96cm)の矩形に包含しうる範囲を以て限度とし、隣図との整合は地形又は接統線によること(写真.6 参照)
- ・路線平面図は縮尺5000分の1とし、平面図を縮図したものを作成する。(注:これが標定図の役割をもったのではと思われ、二種類の図面を用いていると解される。)

以上の内容を見ると、旧道路法の内務省令の図面調整方法とは必ずしも一致していないことが分かる。



写真.6 東京市道路台帳(縮尺1/600)

(「東京市道路誌」より)

#### 4. 明治期の道路台帳などのなりたち

##### (1) 明治期の道路台帳など

旧道路法制定以前の明治期に道路法体系を整備しようとする動きは、数回あったとされ、その代表的に事例が、廃案となった明治29年の「公共道路法案」である。

この法案の第31條に「道路管理者はその管理に属する台帳を調整すべき」との記述があり、道路台帳の必要性、概念はすでに存在している。

(なお、明治23年に検討された公共道路条例案には同様の規定はみられない。)

そもそも道路という公共的の私設の管理上から、台帳図の必要性はあったと考えられる。道路台帳ではないが、河港道路修築規則を改めた明治9年の内務省通達には図面作成を示した記述がある。

「今般第60号御達之通道路等級被相達候ニ付各管内限別紙調整概則及雛形ニ照準シ來ル12月25日限図面調整当省へ可差出此旨相達候事」

##### 図面調整概則の

第14則 図ノ大小ハ管内實測図アル者ハ大凡108,000分1ノ縮図ヲ雛形ニ準シ製ス可シ 但實測図ナキ府縣ハ成丈取縮メタル見取図ヲ調製シ其大ナルモ美濃紙六枚繼以上ニ登ル可ラス

但図中市街ハ實測図ノ分ニ限り第八則ニ準シテ18,000分1ノ縮図ヲ別紙ニ調製シ一同差出ス可シとある。

また、明治18年太政官布達第1号に基づいてまとめられた「国道延長幅員調書」では、略図とともに 延長、幅員、橋、水路などがまとめられており、内容としては道路台帳に類するものである。但し 図面は概略的な見取り図である。

## （２）明治 29 年河川法における河川台帳

河川台帳はどうか。明治 29 年制定の河川法により河川台帳は 明治 29 年 10 月 14 日勅令 331 号河川台帳令として発布されている。その概要は

第 1 条 河川台帳ハ帳簿及実測図ヲ以テ組成ス

第 2 条 河川台帳ニハ市町村毎ニ區別シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ但河川ノ状況ニ依リ内務大臣ハ其ノ記載事項ヲ省略セシムルコトヲ得 （略）

第 3 条 府県知事ハ其ノ調製ニ係ル河川台帳ニ付地元市参事会及町村長ノ意見ヲ徴シ且之ヲ其ノ市役所及町村役場ニ於テ七日以上ノ期限ヲ定メテ公衆ノ縦覧ニ供スヘシ 前項ノ場合ニ於テ利害関係者ハ縦覧期限経過後

第 4 条 府県知事ハ河川台帳ノ認可ヲ請フニ際シ 前条意見書類ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第 5 条 府県知事ハ河川台帳ノ更正ヲナサンスルトキモ亦前二条ノ手續ヲ経テ内務大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第 6 条 内務大臣ハ認可シタル河川台帳ノ原本を保管スヘシ 以下 第 12 条まで略

河川台帳の規定は内務大臣の認可を必要とするなど、明らかに道路台帳とは異なる。また、「道路台帳の関する細則」（明治 29 年 12 月内務省令第 13 号）によると台帳平面図の調整は 1/1200 とされている。

## （３）長野県の道路台帳調整方法

長野県が明治大正初期に道路台帳図を作成した点については次のようにまとめることができる。

①長野県の道路台帳図調整方法は旧道路法の方法などと同一ではないと判断される。

当時の独自の考えであった。

②長野県の道路台帳図調整方法は、標定図と大縮尺の平面図という 2 種類の図面で構成されるが、東京都の旧道路法制定後の道路台帳も 2 種類の図面からなる点で類似している。

③道路台帳は、明治 20 年代から必要性が認識されており、長野県が明治 30 年代に作成に着手する背景は存在した。

道路台帳は、旧道路法制定以降もその具体的な調整は府県にまかされていたと見られ、全国の統一に至らなかった可能性がある。これらも明治以降近代道路行政の特徴、すなわち道路管理は国道も含め地方が行うという流れにそったものといえよう。

## 5 まとめ

長野県は明治 19 年土工條規を制定、県が管理する国道県道を認定していくが、その後明治 26 年、36 年、44 年と改正を重ねる。それにより、当初 26 路線であった

仮定県道は、明治 44 年改正で 45 路線に拡大する。

長野県は蚕糸、製糸業の全国の中心地になったことから内陸交通としては鉄道だけでなく、道路輸送が役割が一層増していった。このことから県道路線が認定増加につながり、国道県道改修を求める県内の活動が活発になり、また道路の維持管理も輸送力維持上 重要視されたと見られる。

したがって長野県がこのような背景のなかで、国道県道の道路台帳の作成に取り組んだのではと推測されるが、今後のさらに調査研究を進めていきたい。

## 参考文献

- 1) 山浦直人・小西純一：明治・大正期の長野県の土木測量設計図の概要, 第 27 回土木史研究発表, 2014 年 6 月
- 2) 山浦直人 小西純一：明治時代における長野県の道路行政—七道開鑿事業にみる道路技術について—：土木史研究・論文集 Vol. 26, 2007 年 7 月 他関係論文
- 3) 長野県立歴史館：長野県測量図
- 4) 土木学会：古市公威とその時代, 2004 参考文献
- 7) 東京市 編：東京市道路誌, 昭和 14 年
- 8) 選良社編輯部 編：道路法及関連法令, 1923
- 8) 中村角治 編：道路法及関連法令, 1921
- 9) 国立公文書館資料：「公共道路法案」明治 30 年
- 10) 国立公文書館資料：「公共道路条例案」明治 23 年